

達第15号

証券類廃棄処分規程（昭和43年達第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規程は、本市において発行する次に掲げる証券類（以下「証券類」という。）の廃棄処分について規定することを目的とする。 [(1)~(3) 略] [削る]	(目的) 第1条 [同左]  [(1)~(3) 同左] <u>(4)</u> 国民健康保険被保険者証
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この改正規程は、令和6年12月2日から施行する。

(総務局行政部行政課)

(令和6年11月29日揭示済)